

(仮称) 大阪依存症センター機能検討会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府及び大阪市は、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」及び「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」における「(仮称) 大阪依存症センター」(以下「依存症センター」という。)の機能について、医療関係団体及び支援団体との意見交換等を行うため、「(仮称) 大阪依存症センター機能検討会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、次の事項について意見交換等を行うものとする。

- (1) 依存症センターに求められる機能に関すること
- (2) その他、会議の目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で構成する。

(委員)

第4条 会議の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。また、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議の円滑な進行等を図るため、進行役として座長を置くこととし、知事が指名する委員をもってあてる。
2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課長(以下「地域保健課長」という。)が招集し開催する。
2 地域保健課長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
3 会議は原則公開とする。

(謝礼金等)

第7条 会議の出席者への謝礼金の歳出科目は報償費とし、謝礼金の額は日額6,200円とする。ただし、行政機関に属する常勤の職員である者に対し、謝礼金は支給しない。

(費用弁償)

第8条 出席者の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(費用支弁の方法)

第9条 大阪府及び大阪市は協議の上、会議の運営に要する経費について、共同で負担するものとする。
2 大阪市は、前項の規定による負担金について、大阪府の請求に基づき大阪府へ交付するものとする。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課及び大阪市こころの健康センターが共同して行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。